



平成 30 年 3 月 14 日

各 位

会社名 アミタホールディングス株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 熊野英介
(コード番号: 2195 JASDAQ)
問合せ先責任者 取締役 清水太朗
TEL (03) 5215-7766 (代表)

株主による新株式発行の差止め仮処分のおし立てに関するお知らせ

当社株主である株式会社山崎砂利商店から、平成 30 年 3 月 12 日、京都地方裁判所に新株式発行の差止め仮処分のおし立て（以下、「本おし立て」という。）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本おし立てに至った経緯

当社は、平成 30 年 2 月 26 日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、第三者割当による普通株式 177,800 株の発行（以下、「本新株式発行」という。）を行うことを決議しております。これに対し、株式会社山崎砂利商店が、平成 30 年 3 月 12 日、京都地方裁判所に本おし立てを行い、当社は、本日、新株発行差止め仮処分命令おし立て書等を受領いたしました。

2. 本おし立てをした株主の概要

- (1) 氏名 株式会社山崎砂利商店
- (2) 住所 滋賀県大津市浜大津四丁目 7 番 6 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山崎 公信
- (4) 所有株式数 267,400 株（所有比率：22.86%）（平成 29 年 12 月 31 日現在）

3. 本おし立てがあった年月日

平成 30 年 3 月 12 日

4. 本おし立ての内容

- (1) 本おし立てがなされた裁判所 京都地方裁判所
- (2) 本おし立ての対象

平成 30 年 2 月 26 日開催の当社取締役会において決議した第三者割当による普通株式 177,800 株の発行の差止めの仮処分のおし立て

- (3) 本おし立ての理由

新株発行差止め仮処分命令おし立て書によれば、本新株式発行は、現経営者の支配権維持を主要な目的としてなされたものであり、著しく不公正な方法による発行であること、また、本新株発行が法令に違反して行われようとしていること等を理由として、本おし立てを行ったとのことであります。

5. 今後の方針及び見通し

本新株式発行は、当社の市場変化への対応及び収益基盤の強化、財務体質の強化等に必要なものであり、支配権維持目的であるとの株式会社山崎砂利商店の主張は明らかな誤りであること、また、当社は、本新株式発行に係る法的手続に何ら問題はなく、この点についても株式会社山崎砂利商店の主張は明らかな誤りであることから、当社としましては、本申立てが認められる理由はないと考えております。

当社は、本新株式発行の適法性を主張・立証し、対処してまいります。

(参考) 本新株式発行の概要

(1) 割 当 株 式 数	当社普通株式 177,800 株
(2) 払 込 金 額	1 株につき金 1,130 円
(3) 払 込 金 額 の 総 額	200,914,000 円
(4) 払 込 期 日	平成 30 年 4 月 2 日
(5) 調 達 資 金 の 使 途	手取概算額合計 188,414,000 円について、子会社国内製造所の設備投資資金に充当

※ 詳細は、平成 30 年 2 月 26 日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」を参照してください。

以 上